

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成29年7月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 申請のあった年月日
平成29年7月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人白神ねっと
- 3 代表者の氏名
杉浦 和信
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県能代市元町11番7号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、特定非営利活動促進法に規定する諸活動に対して、インターネット利用に関する運営、支援、研究事業を通じて行い、活動の情報化、活性化により人々の福祉に寄与することを目的とする。

- 6 定款の変更内容
 - (1) 第3条（目的）
 - (2) 第4条（特定非営利活動の種類）
 - (3) 第5条（事業）
 - (4) 第6条（種別）
 - (5) 第7条（入会）
 - (6) 第8条（入会金及び会費）
 - (7) 第9条（会費の資格の喪失）
 - (8) 第10条（退会）
 - (9) 第11条（除名）
 - (10) 第15条（職務）
 - (11) 第16条（任期等）
 - (12) 第17条（欠員補充）
 - (13) 第21条（種別）
 - (14) 第22条（構成）
 - (15) 第23条（権能）
 - (16) 第24条（開催）
 - (17) 第26条（議長）
 - (18) 第27条（定足数）
 - (19) 第28条（議決）
 - (20) 第29条（表決権等）
 - (21) 第30条（議事録）
 - (22) 第34条（招集）
 - (23) 第36条（議決）
 - (24) 第37条（表決権等）
 - (25) 第38条（議事録）
 - (26) 第41条（会計の原則）
 - (27) 第41条の2（会計の区分）
 - (28) 第42条（事業計画及び予算）
 - (29) 第46条（事業報告及び決算）
 - (30) 第48条（臨機の措置）
 - (31) 第49条（定款の変更）
 - (32) 第50条（解散）
 - (33) 第51条（残余財産の帰属）
 - (34) 第52条（合併）

(35) 第53条（公告の方法）